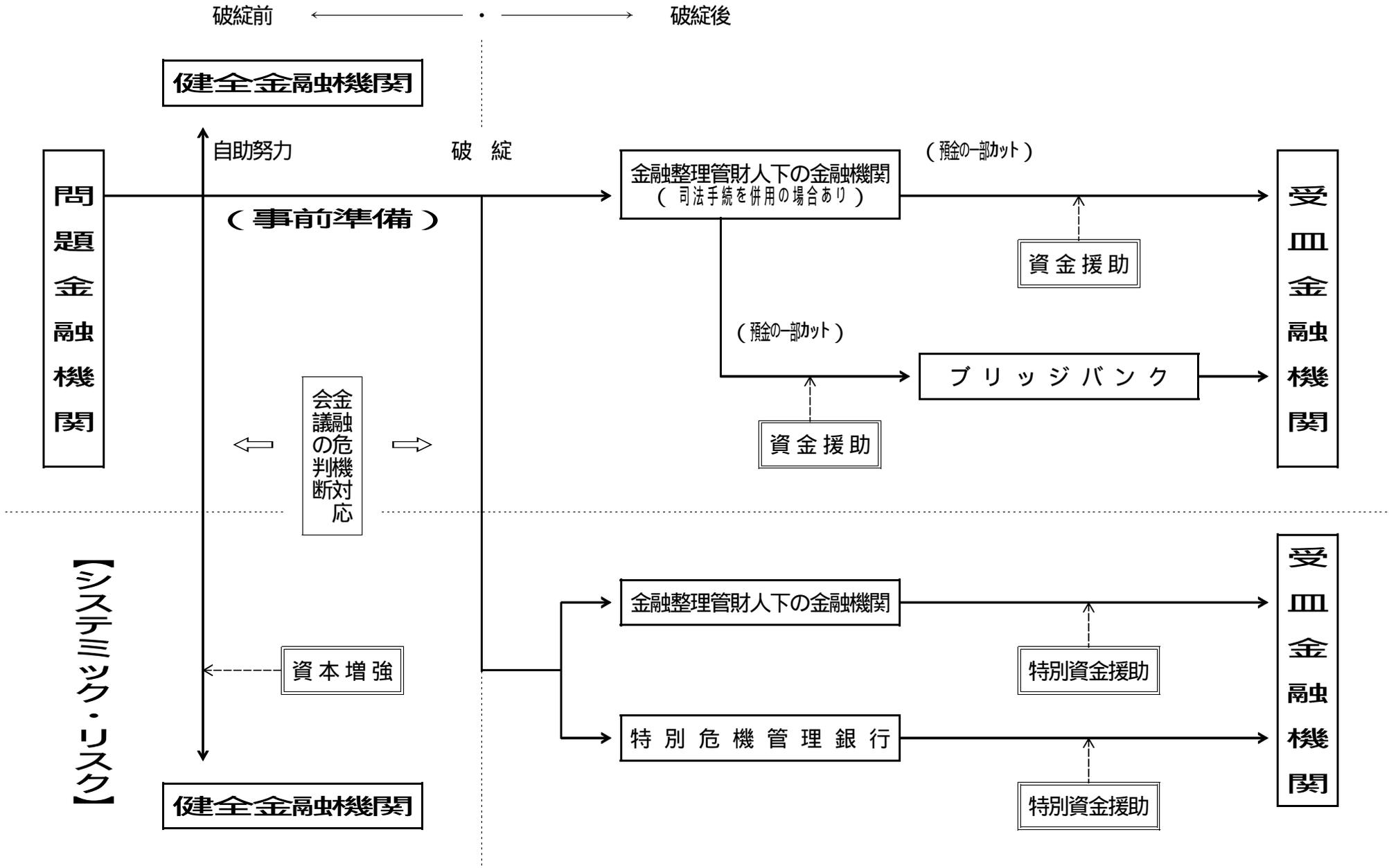


特例措置終了後の破綻処理の全体イメージ



預金保険機構の業務と財政措置

	11年度	12年度	13年度	14年度	
【一般勘定】 ・ 1000万円までの預金保護のための資金援助 ・ 流動性預金の全額保護					恒久措置
	政府保証枠 なし (借入限度額 2兆円)	政府保証枠 4兆円		時限的措置(新設)	
【特例業務勘定】 ・ 預金等全額保護のための特別資金援助 ・ 破綻金融機関からの不良債権買取り			特例措置の延長		
	交付国債 7兆円 政府保証枠 10兆円	交付国債 13兆円 政府保証枠 10兆円	(交付国債も継続)		
【金融再生勘定】 ・ ブリッジバンク ・ 特別公的管理 ・ 健全金融機関からの不良債権買取り		再生業務の終了			
	政府保証枠 18兆円	政府保証枠 18兆円			
【金融機能早期健全化勘定】 ・ 資本増強		早期健全化業務の終了	信金・信組等に限り延長		
	政府保証枠 25兆円	政府保証枠 25兆円			
【危機対応勘定】 ・ システミック・リスクへの対応					恒久措置
	(60兆円)	(70兆円)	(新設)		

(注) 特例業務勘定の廃止時期は14年度末。金融再生勘定と金融機能早期健全化勘定の廃止時期は、残務処理が終了(例：増強した株式等の処分)した事業年度末の6カ月後。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

保険相互会社について自己資本の増強、再編等を図るため、株式会社化を容易にするほか、保険相互会社への更生手続の適用を可能とし、債務超過に陥る前の早期の手続開始、司法手続による権利調整、保険保障の継続を行うため、倒産法制を整備するとともに、生命保険契約者保護機構の財源対策として業界の追加負担及び財政上の措置を講ずること等により、その機能の維持を図る。

保険業法の一部改正関係

1．保険相互会社から株式会社への組織変更制度（株式会社化）関係

(1) 端株の一括売却制度の導入

- ・ 商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償として売却代金の交付を可能とする。

(注) 株式会社化に伴う社員権の補償は、社員の寄与分(会社の純資産形成に対する貢献度)に応じた株式の割当てにより行われるが、商法の規制(最低発行価額5万円以上)との関係で、寄与分が少額の極めて多数の社員に端株が割り当てられる。

(2) 組織変更の際の資本増強

- ・ 組織変更と同時の株式発行、直後の新株発行による資本増強を可能とする。

2．保険契約者等の保護のための特別の措置（破綻処理制度）関係

(1) 早期の手続開始

- ・ 保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるとき(注)は、事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務づける。

(注) 「将来収支分析」により、将来、責任準備金が不足すると判断されるにも関わらず、追加積立や合理的な経営改善計画の策定・実行ができない場合等。

(2) 保険管理人の権限の強化等

- ・ 保険管理人に対し、破綻保険会社に対する罰則付の調査権限を付与するとともに、破綻保険会社の経営者又は経営者であった者の破綻の責任を明確にするため民事上・刑事上の所要の措置をとることを義務づける。
- ・ 保険管理人に対し、その作成する破綻保険会社の管理に関する計画の中に、業務の整理及び合理化に関する方針の記載を義務づける。

(3) 破綻処理の迅速化

- ・ 保険契約の移転等に係る仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度を導入する。

(4) 契約条件の変更

- ・ 保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。

(5) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

業務の拡大

- ・ 保険管理人又は保険管理人代理への就任を可能とする。
- ・ 救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社（保護機構の出資により設立された子会社）による保険契約の承継を可能とする。
- ・ 破綻保険会社の保険金請求権等の買取りを可能とする。
- ・ 破綻保険会社等の資産の買取りを可能するとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行（整理回収機構）への委託を可能とする。

資金援助の対象の拡大

- ・ 資金援助として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とする。
- ・ 保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。

資金援助の種類の拡大

- ・ 資金援助の種類として救済保険会社に対する資金援助のほか、1) 保険契約の承継（破綻保険会社から承継保険会社への契約移転等）、保険契約の再承継（承継保険会社から他の保険会社等への契約移転等）の場合の資金援助、2) 保険契約の再移転（保護機構から他の保険会社への契約移転）の場合の資金援助を可能とする。

(6) 生命保険契約者への優先権の付与

- ・ 生命保険契約の保険金請求権等について一般先取特権を付与する。

3. 生命保険契約者保護機構の財源対策

(1) 政府保証の恒久化

- ・ 借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久措置とする（現行；平成13年3月末までの時限措置⇒恒久化）

(注) 日銀からの借入れについては、現行どおり、平成13年3月末までの措置とする。

(2) 政府の補助

- 平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、保護機構に対し、当該費用の全部又は一部についての国庫補助を可能とする。

(注) ・ 保護機構の借入限度額を5000億円拡大する(現行4600億円⇒9600億円)。

・ 業界負担として1000億円を追加する(現行4600億円⇒5600億円)。

- 保護機構に対し、上記の国庫補助を受けた場合において、当該破綻保険会社の破綻処理に係る業務により利益が生じたときは、当該国庫補助を受けた金額までを限り、当該利益について国庫納付することを義務づける。

(注) 資金援助の特例措置(死亡保険金の全額保護等)については、現行どおり、平成13年3月末までの措置とする。

4. その他の改正

- 監督当局が保険会社の準拠すべき責任準備金の計算基礎率の作成等を(社)日本アクチュアリー会に行わせるにあたり、必要な監督を行う等のため指定法人化する。
- 金融システム改革の着実な実施を図るため、一定の保険商品について銀行等による販売を可能とする。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正関係

1. 更生手続関係

(1) 保険相互会社への更生手続の適用

- 保険相互会社への更生手続の適用を可能とする。

(2) 保険会社(相互会社・株式会社に共通)の更生手続の特例

- 保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理を可能とする。
- 破産の原因たる事実(債務超過・支払不能)が生ずるおそれがある場合に、監督当局による更生手続開始の申立てを可能とする。
- 保険契約者の保護を図るために管財人の保険契約の解除権を制限する。
- 更生手続中であっても、一定限度額(原則保険金の90%; 補償限度額に相当)までの保険金の支払いを可能とする。

- ・ 更生計画において、予定利率の引下げ等における保険契約者間の条件の格差の設定、早期解約控除の設定、更生手続開始後に納付された保険料の保護、相互会社から株式会社への組織変更等を可能とする。

2. 破産手続関係

- ・ 破産手続についても、更生手続の特例（保護機構による手続代理等）と同様の規定を整備する。

その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行する。

ただし、生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を恒久措置とする規定及び一定の保険商品の銀行等による販売を可能とする規定については、平成13年4月1日から施行する。

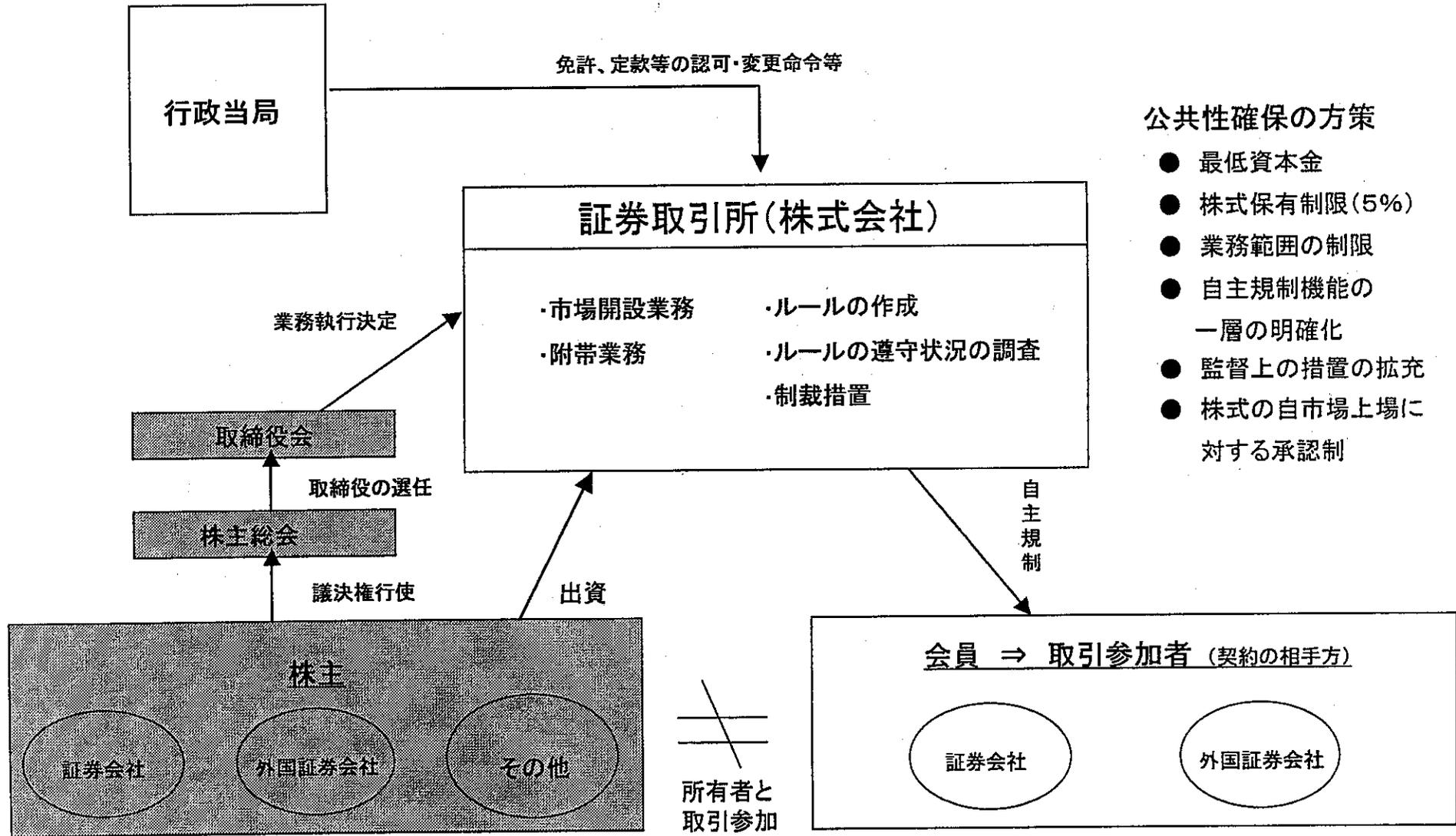
2. 見直し規定

- ・ 政府は、この法律の施行後3年以内に、保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、この法律による改正後の保険契約者等の保護のための制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3. その他

その他所要の規定の整備を行う。

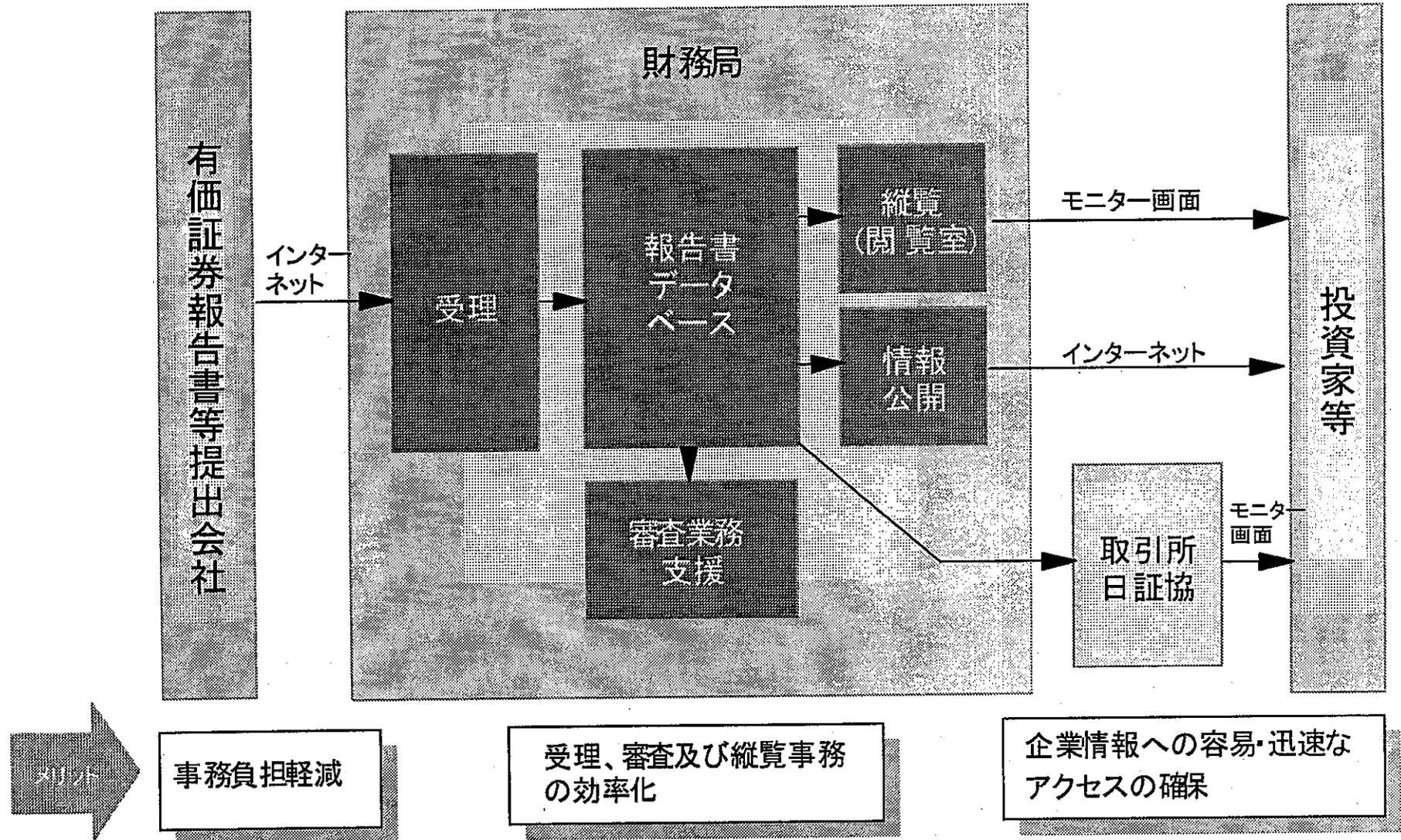
証券取引所の株式会社化について



株式会社のメリット

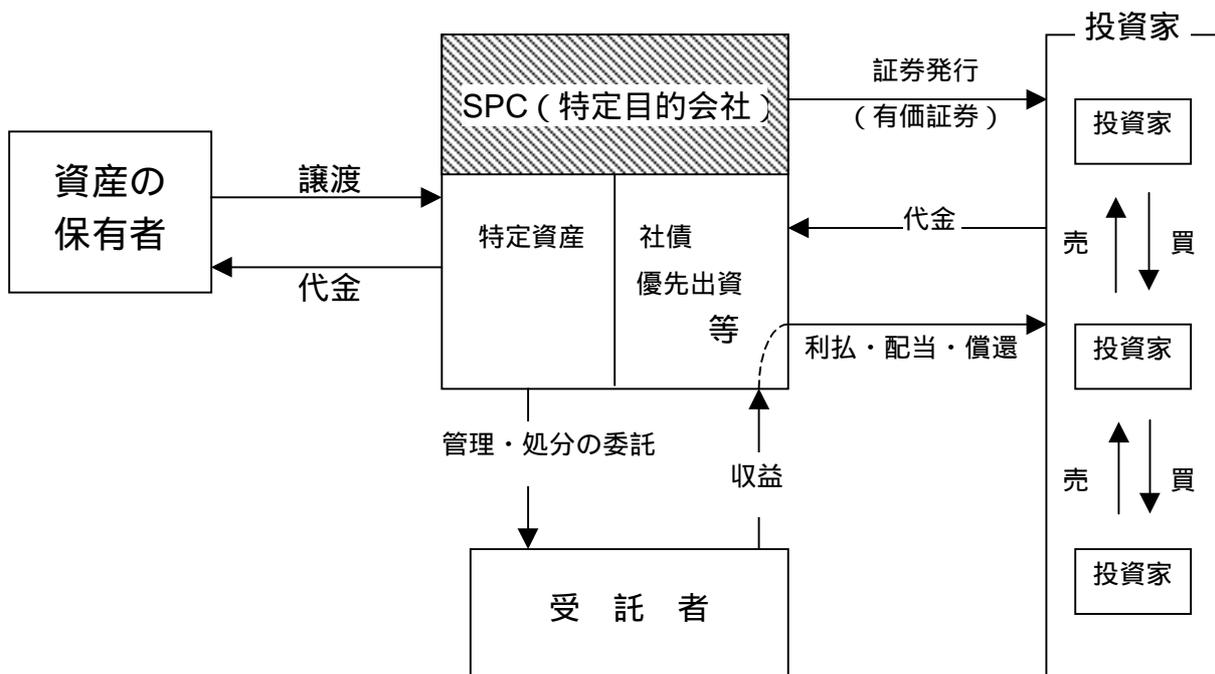
(意思決定の迅速化、資金調達方法の多様化等)

電子化後の開示関連事務の流れ

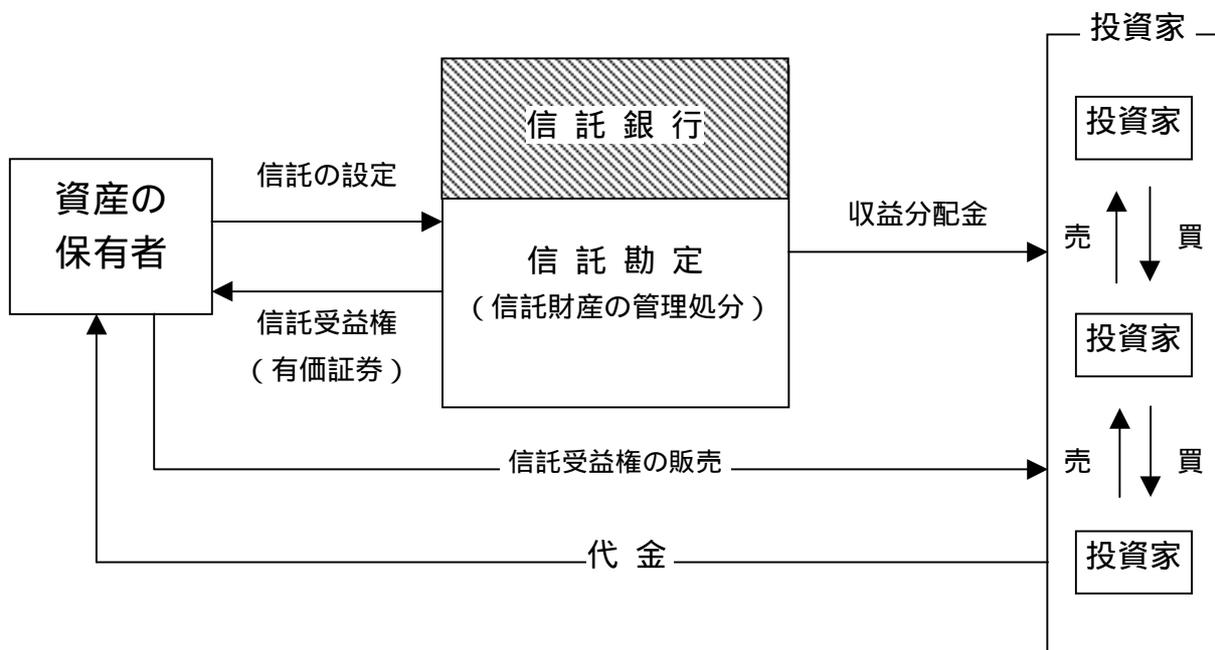


一 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正
 (資産の流動化のための仕組み)

【特定目的会社制度】

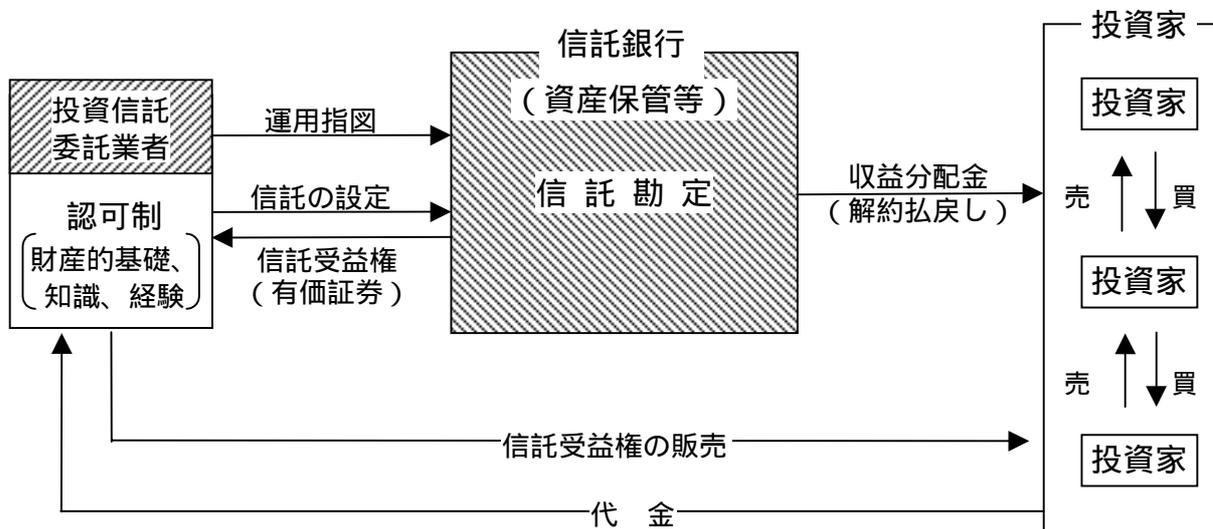


【特定目的信託制度】

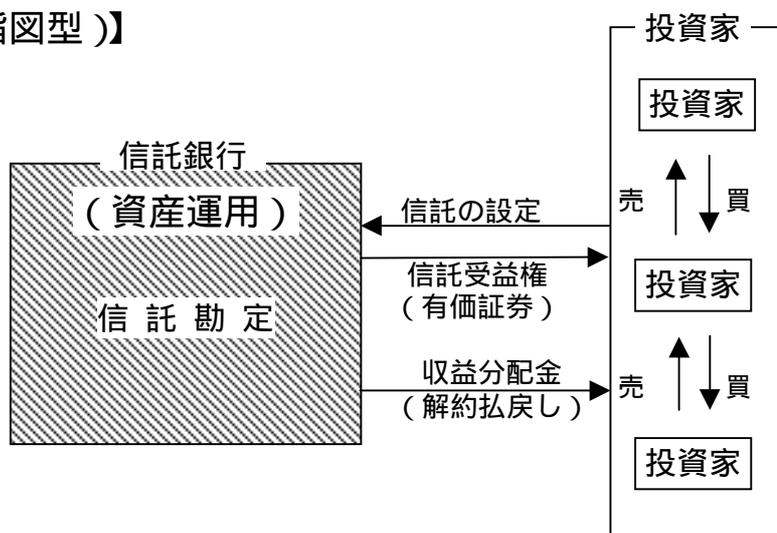


二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正 (資産の運用のための仕組み)

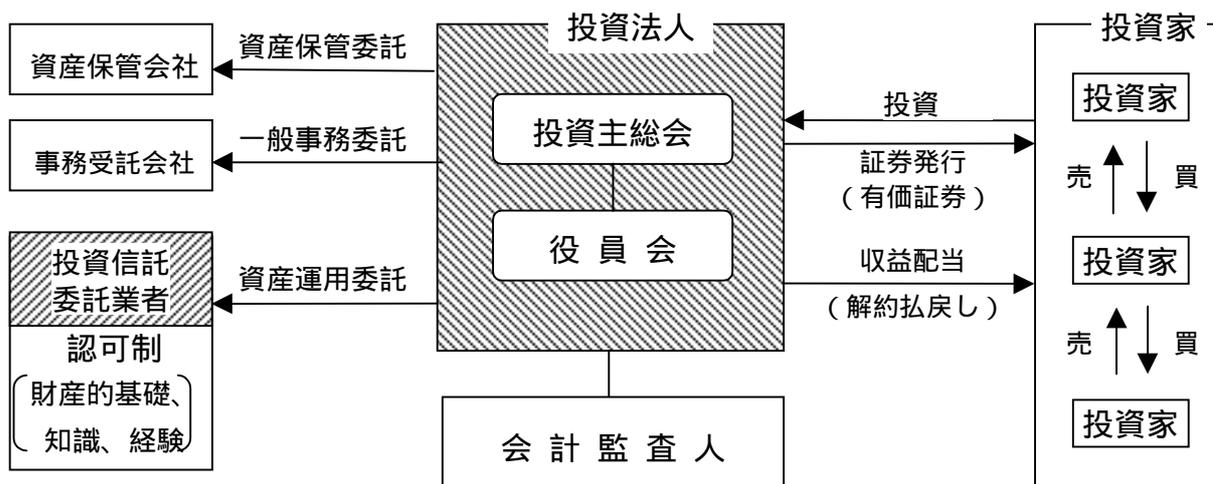
【投資信託制度（委託者指図型）】



【投資信託制度（委託者非指図型）】



【投資法人制度】



金融商品の販売等に関する法律案の概要

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るため、金融商品販売業者の顧客に対する説明義務、説明しなかったことによって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じる。

【金融商品販売業者の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任】

1. 金融商品販売業者の説明義務の明確化

- (1) 金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品については政令で定める。
- (2) 金融商品販売業者に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付ける。
 - ① 元本欠損が生ずるおそれがある旨及び元本欠損を生ずる次の要因
 - ・金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動
 - ・金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化
 - ・その他政令で定める事由
 - ② 権利行使期間の制限又は解約期間の制限
- (3) 説明義務を負う者は、取次ぎ・媒介・代理を行う者も含む。
- (4) 顧客が、いわゆるプロとして政令で定める者である場合や、顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

2. 説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明しなかったときは、損害賠償責任を負うものとし、元本欠損額をその損害額と推定する。

(注1) 現行では、不法行為による損害賠償責任（民法709条）で争われることとなるが、業者の説明義務の有無、損害の因果関係について原告が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向がある。

(参考) 民法709条（不法行為による損害賠償責任）

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(注2) 本法案によって、説明義務を法定し、原告（顧客）の因果関係の立証責任を転換することにより、原告の立証責任の軽減が図られることとなる。

なお、原告は、民法709条による損害賠償請求を行うことも可能。

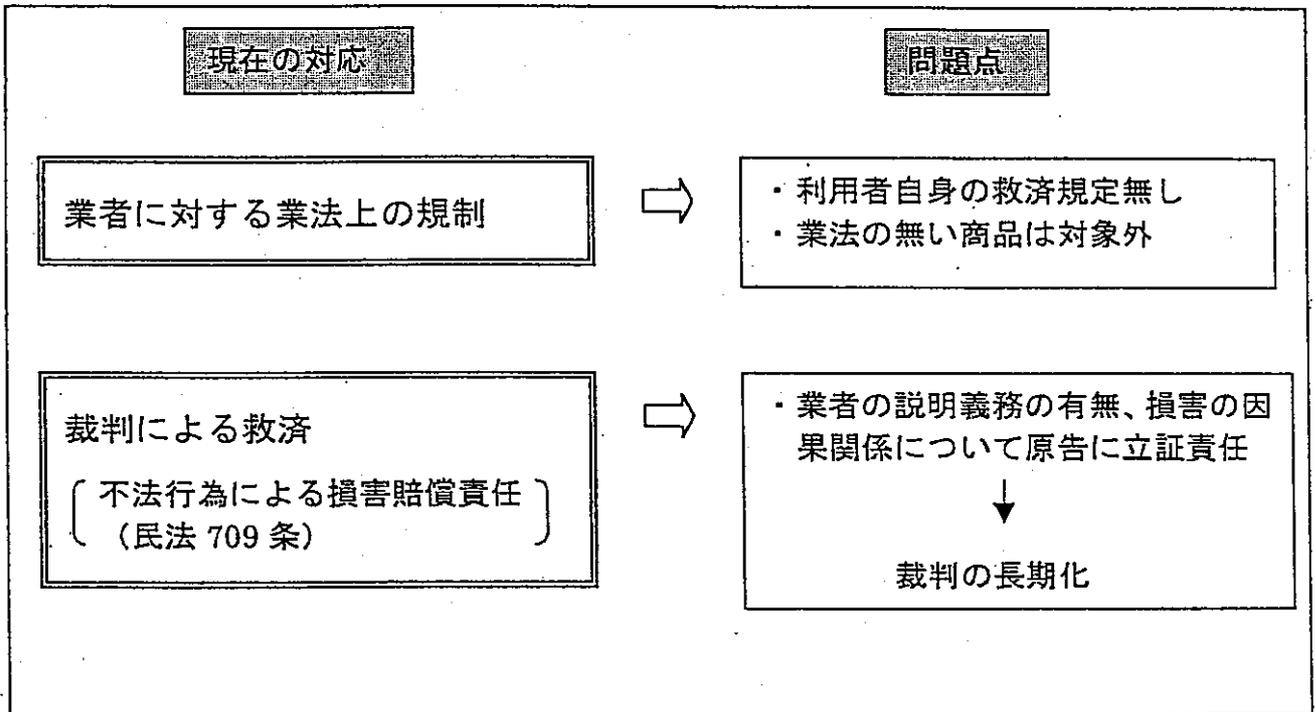
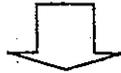
【金融商品販売業者の勧誘の適正の確保】

1. 金融商品販売業者は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。
2. 金融商品販売業者は、次の事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならない。
 - (1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項
 - (2) 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項
 - (3) その他勧誘の適正の確保に関する事項
3. 上記2. に違反した金融商品販売業者は、過料に処する。

金融商品の販売等に関する法律案の意義

金融商品の販売・勧誘を巡るトラブル

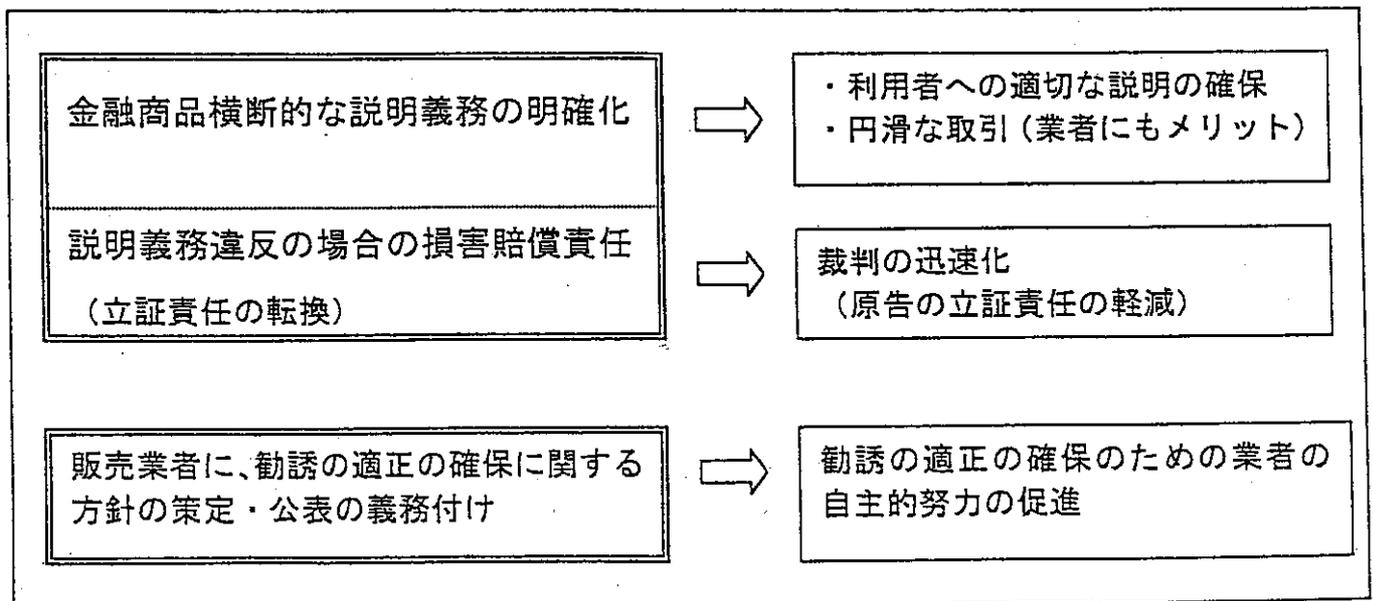
- ・投資信託、デリバティブ、ワラント等、多様な金融商品の普及
- ・知識・情報の乏しい利用者に対し、業者の説明が不十分



利用者保護のための立法



(金融商品の販売等に関する法律案)



貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

(1) 保証人への都度の書面交付の義務付け

現在、当初の保証契約締結時にのみ保証人に対する書面交付が義務付けられているものを、根保証契約において債務者に追加融資が行われた場合に、その都度、当該保証人に書面交付することを義務付ける。

保証人に対する都度の書面交付義務に違反した場合は、行政処分(業務の停止)刑事罰(罰金)の対象とする。

(2) 保証契約締結前の書面交付の義務付け

貸金業者が保証契約を締結しようとするときは、保証人に対して書面を事前に交付しなければならないものとする。

保証人に対する事前の書面交付義務に違反した場合は、行政処分(業務の停止)刑事罰(罰金)の対象とする。

(3) 貸付けの利率の明確化

貸付けの利率については、手数料、調査料等を利息に含めて計算した実質的な金利により表示しなければならないことを法律で明記する。

(4) 取立て行為の規制の強化

貸金業者の貸付けに係る契約について保証した保証業者が弁済をした場合や、貸金業者が委託して第三者が弁済をした場合のこれらの者が行う求償権等に係る取立て行為を規制する等のため、所要の規定の整備を行う。

(5) 罰則の強化

規制違反に対する罰則を全面的に強化する。例えば、現行「30万円以下の罰金」を「100万円以下の罰金」に、貸金業者の不報告・虚偽報告等、検査拒否・不答弁等の場合、現行「10万円以下の罰金」を「1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科」に改正。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正

第5条第2項の上限金利を現行の年40.004%から、年29.2%に引き下げる。

この点については、今後の金融動向等を勘案して検討を加え、3年後に必要な見直しを行う。

3 利息制限法の一部改正

第4条の賠償額予定の制限について、現行、法定金利(15~20%)の2倍までとされているものを、1.46倍まで引き下げる。

4 施行期日

この法律の施行期日は、平成12年6月1日とする。

**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部
を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正
する法律 要綱**

**第一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正
する法律の一部改正（第1条関係）**

1 日賦貸金業者に係る特例金利の引下げ

日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年 54.75%、日歩 15 銭（現行は、
年 109.5%、日歩 30 銭）に引き下げるものとする。

（附則第 8 項関係）

2 日賦貸金業者の取立て方法に関する規制の見直し

日賦貸金業者が相手方の営業所又は住所において自ら集金する方法により返
済金を取り立てなければならない日数を、返済期間の 100 分の 50 以上（現行は、
返済期間の 100 分の 70 以上）とすること。

（附則第 9 項関係）

第二 貸金業の規制等に関する法律の一部改正（第 2 条関係）

日賦貸金業者が営業所又は事務所に掲示すべき事項、日賦貸金業者が貸付条
件の広告をする場合において表示すべき事項及び日賦貸金業者が貸付けの契約
に際して交付すべき書面の記載事項に、自らが日賦貸金業者である旨、出資法
一部改正法附則で定められた業務の方法等を追加するものとする。

（第 14 条、第 15 条及び第 17 条関係）

第三 その他（附則関係）

- 1 この法律は、平成 13 年 1 月 1 日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。